

# 島根県からのお願い

## (4～6月の状況)

3月下旬からの、いわゆる、第四波の全国的な感染拡大は、島根県にも影響を及ぼし、4月から5月にかけて、感染者が急増し、4月には65人、5月には189人が報告されました。そのほとんどは、変異ウイルスのアルファ株（英国型）によるものでした。

4月から5月の連休中までの感染者の多くは、県外からの帰省や県外への移動歴を有する者など、県外由来による感染及び陽性者との接触に関連したものでした。

また、5月の連休明け以降は、カラオケ喫茶やカラオケのできる接待を伴う飲食店を中心としたクラスターの発生等により、多数の感染者が報告されました。

一方で、6月に入ってから、散発的な発生に留まり、昨日までのところで、11人の感染者が報告されるのみで、第四波の流行は、島根県内においては、ほぼ収まっている状況と考えております。

## (飲食店の利用方法)

このような状況を鑑みますと、注意事項をきちんと守って頂きながら飲食店を利用して頂いても、大きな感染拡大を招くことにはならないと考えております。

このため、島根県では、飲食店の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

明日、7月1日より、

- ① 飲食の際の人数を、12人以下に
- ② 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とし、

人数、時間ともに拡大いたしません。

これに伴って、以下の事項について、従来以上に厳守していただくようお願いいたします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えて頂くこと。
- (3) 「接待を伴う飲食店」については、
  - ① 県外での利用を控えること
  - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること
- (4) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

なお、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

### **（飲食店における感染防止対策の徹底）**

同時に、飲食店の皆様には、県民の皆様が安心して飲食ができるよう、再度「感染拡大予防ガイドライン」をご確認のうえ、従来以上に感染防止対策を徹底して頂くことを、改めて、強くお願いさせていただきます。

令和3年6月30日

島根県知事 丸山達也